



平成 22 年 6 月 29 日

各位

会社名 株式会社アルデプロ
代表者名 代表取締役社長 高橋康夫
(コード番号 8925 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理部長 久保玲士
(TEL 03-5367-2001)

第三者割当による優先株式の発行に関するお知らせ

本日付「事業再生ADR手続の成立に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、本日開催された事業再生ADR手続（以下に定義されます。）における第3回債権者会議において、不動産担保等により保全されていない当社に対する無担保債権部分の一部を株式の出資の目的とする当社の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ。以下「DES」といいます。）を含む当社の事業再生計画案が、全対象債権者から同意をいただき、成立いたしました。

これを受け、当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による優先株式（A種ないしE種優先株式。以下総称して「本件優先株式」といいます。）の発行（以下「本件優先株式発行」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件優先株式発行は、平成22年7月27日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の特別決議により、本件優先株式発行、本件優先株式発行に必要な定款変更議案が承認されること等を条件としております。

記

1. 募集の概要

(1) A種優先株式募集の概要

(1) 発行期日	平成22年7月28日
(2) 発行新株式数	8,916株
(3) 発行価額	1株につき300,000円
(4) 払込金額の総額	2,674,800,000円（DESによるため金銭の払込みはなされません。）
(5) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、金融機関18社及びジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、ミネルヴァ債権回収株式会社に全株を割り当てる。
(6) その他	詳細は別紙1をご参照下さい。

(2) B種優先株式募集の概要

(1) 発行期日	平成22年7月28日
(2) 発行新株式数	26,701株
(3) 発行価額	1株につき300,000円
(4) 払込金額の総額	8,010,300,000円(DESによるため金銭の払込みはなされません。)
(5) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、金融機関18社及びジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、ミネルヴァ債権回収株式会社に全株を割り当てる。
(6) その他	詳細は別紙2をご参照下さい。

(3) C種優先株式募集の概要

(1) 発行期日	平成22年7月28日
(2) 発行新株式数	2,160,476株
(3) 発行価額	1株につき3,704円
(4) 払込金額の総額	8,002,403,104円(DESによるため金銭の払込みはなされません。)
(5) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、金融機関18社及びジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、ミネルヴァ債権回収株式会社に全株を割り当てる。
(6) その他	詳細は別紙3をご参照下さい。

(4) D種優先株式募集の概要

(1) 発行期日	平成22年7月28日
(2) 発行新株式数	2,160,410株
(3) 発行価額	1株につき3,704円
(4) 調達資金の額	8,002,158,640円(DESによるため金銭の払込みはなされません。)
(5) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法により、金融機関18社及びジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、ミネルヴァ債権回収株式会社に全株を割り当てる。
(6) その他	詳細は別紙4をご参照下さい。

(5) E種優先株式募集の概要

(1) 発行期日	平成22年7月28日
(2) 発行新株式数	138,822株
(3) 発行価額	1株につき3,704円

(4) 払込金額の総額	514,196,688円（D E Sによるため金銭の払込みはなされません。）
(5) 募集又は割当方法 （割当先）	第三者割当の方法により、GS Capital Partners VI Fund, L.P. に64,801株、GS Capital Partners VI Offshore Fund, L.P. に53,899株、GS Capital Partners VI Parallel, L.P. に17,819株、GS Capital Partners VI GmbH&Co., KG. に2,303株をそれぞれ割り当てる。
(6) その他	詳細は別紙5をご参照下さい。

※割当先及び各割当先ごとの株数については別紙1ないし5のとおり決定しております。
また、出資の目的とする財産は不動産担保等により保全されていない当社に対する無担保債権部分の一部ですが、会社法に基づいて必要な具体的な債権の特定については、本臨時総会後に開催される取締役会において決議される予定です（詳細は、決定次第別途お知らせいたします。）。

(6) 各優先株式の主な内容

各優先株式の主な内容は以下のとおりです。なお、詳細については、別紙1ないし別紙5をご参照下さい。

	A種優先株式	B種優先株式	C種優先株式	D種優先株式	E種優先株式
発行総額	26.7億円	80.1億円	80.0億円	80.0億円	5.1億円
優先配当金	第1順位	第2順位	第2順位	第2順位	第3順位
議決権	なし	なし	あり	あり	あり
転換請求権	2021/11/1の翌 営業日以降 2030/7/28まで	2011/7/28以降 2020/7/28まで	2013/7/28以降 2022/7/28まで	2015/7/28以降 2024/7/28まで	2019/7/28以降 2030/7/28まで
強制転換権	2030/7/29以降	2020/7/29以降	2022/7/29以降	2024/7/29以降	2030/7/29以降
償還請求権	2015/11/1以降 2021/11/1まで	なし	なし	なし	なし
強制償還権	当社は、1株あ たりの払込金 額と同額を支 払うことによ り、発行後いつ でも償還可能	同左	同左	同左	同左

2. 募集の目的及び理由

当社は、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）による事業再生を目指しております。

当社は、事業再生ADR手続の中で、全対象債権者と協議を進めながら、公正中立な立場から事業再生実務家協会（事業再生ADR手続の手続実施者）より調査・指導・助言をいただき、平成22年6月1日付けで事業再生計画案を策定いたしました。策定した事業再生計画案につきましては、対象債権者にご検討いただいておりますが、本日付「事業再生ADR手続の成立に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、本日開催された事業再生ADR手続における第3回債権者会議において、DESを含む当社の事業再生計画案が、全対象債権者から同意をいただき、成立いたしました。

本件優先株式発行は、事業再生計画において、当社が対象債権者に要請していた金融支援の一環として、当社の債務超過を解消して財務基盤を健全化するため、対象債権者が有する債権のうち、不動産担保等により保全されていない無担保債権部分の一部についてのDESにより行われるものです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
27,203,858,432	95,513,500	—

※なお、本件優先株式発行は当社に対する金銭債権27,203,858,432円のDESによるものでありますので、発行日に払い込まれる予定の金銭はなく、手取金もございません。

発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

発行諸費用の概算額の内訳は、登記関係費用、調査費用等であり、95,513,500円を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本件優先株式発行は、当社に対する金銭債権の現物出資によるDESによるものでありますので、事業再生計画に基づき、発行期日である平成22年7月28日をもって、払込金額の総額である27,203,858,432円の当社債務が減少することになります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件優先株式発行は、事業再生計画の一環として、当社の債務超過を解消して、財務基盤を健全化するために行われるもので、当社事業再生に向けて必要不可欠なものであり、上記の資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本件優先株式発行は、事業再生計画の一環として、当社の債務超過を解消するという目的の下、当社の置かれた事業環境、財務状況等を総合的に勘案した上、対象債権者の有する債権のうち、不動産担保等により保全されていない無担保債権部分の一部と同一の金額を払込金額の総額としております。

また、本件優先株式の普通株式を対価とする取得請求権にかかる当初取得価額については、本件優先株式の発行と当社が平成22年6月1日付「第三者割当による株式（普通株式及び譲渡制限種類株式）の発行に関するお知らせ」で公表した第三者割当による株式発行とを併せて、希薄化率が株式会社東京証券取引所が定める上場廃止の基準である300%を超えないように3,704円としております（なお、当該取得価額について、普通株式の価格を基準として修正されることはありません）。そして、本件優先株式のうち、当社株主総会において議決権を有するC種、D種及びE種優先株式については、1株当たりの払込金額を上記取得価額と同額としております。また、A種及びB種優先株式については、株式数等を勘案して1株当たりの払込金額を30万円としております。

当社は、A種、B種、C種及びD種の各種優先株式について、第三者機関である東京ファイナンシャル・アドバイザーズ株式会社に依頼して一般的な価格算定モデルである二項モデルにより当社普通株式の株価、種類株式の条件や性質、金利動向等を勘案して仮定した条件の下で評価額を算定しておりますが、当該条件の下で算定された評価額（各優先株式の評価額は、A種につき185,904円、B種につき16,980円、C種につき229円及びD種につき243円）はいずれも払込金額を大きく下回るものです。また、E種優先株式については、第三者機関に評価を依頼しておりませんが、B種ないしD種優先株式よりも条件が劣るものであるため、B種ないしD種優先株式と同様に評価額は払込金額を大きく下回るものと考えております。

このように、当社は、本件優先株式の払込金額は会社法上特に有利な金額ではないと考えておりますが、本件優先株式発行は希薄化率が25%を超えることから、株主の皆様の意思を確認すべく、本件優先株式発行は、本臨時株主総会の特別決議による承認を得られることが条件となります。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件優先株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。本件優先株式の当初取得価額は3,704円となりますが、当該取得価額を基準として本件優先株式について取得請求権が行使された場合には、当社普通株式が7,344,399株発行されることとなり、平成22年5月31日現在の当社普通株式4,217,839株（平成22年6月1日付でお知らせした第三者割当による株式発行による増加分を除く）に対する比率は、174.13%（小数点第3位を四捨五入）となります。これに、平成22年6月1日付でお知らせした第三者割当による株式発行による増加分（普通株式3,489,584株、譲渡制限種類株式1,818,182株（なお、譲渡制限種類株式については、普通株式に転換した後の株式数を基準としております。))を加算すると、当社普通株式に転換可能な株式を含めた希薄化率は全体で299.97%（小数点第3位を四捨五入）となり、希薄化の規模は相当大きなものとなります。

株式の種類		種類株式の数	転換後の 普通株式の数	希薄化率
6月1日公表	普通株式	—	3,489,584株	82.73%
	譲渡制限種類株式	1,818,182株	1,818,182株	43.11%
本日公表	A種優先株式	8,916株	722,108株	17.12%
	B種優先株式	26,701株	2,162,583株	51.27%
	C種優先株式	2,160,476株	2,160,476株	51.22%
	D種優先株式	2,160,410株	2,160,410株	51.22%
	E種優先株式	138,822株	138,822株	3.29%
合計		—	12,652,165株	299.97%

しかしながら、当社といたしましては、以下の観点から発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

- ① 事業再生ADR手続の中で、対象債権者との間で協議を行い、DESを含む金融支援についてご承認をいただき、当社が債務超過を解消し、今後安定した財務基盤のもと、事業を継続発展させていくためには、本件優先株式発行による財務基盤の健全化は必要不可欠なものであって、対象債権者の有する債権のうち、不動産担保等により保全されていない無担保債権部分の一部と同一の金額を本件優先株式の払込金額の総額としていること。
- ② 本件優先株式については、各本件優先株式の内容である取得請求権の行使開始時期を段階的に設定することにより、当社普通株式への転換が段階的に開始するように、当社普通株式の急激な希薄化に配慮していること。
- ③ 当社は予め定められた条件に従い本件優先株式を当社の選択により金銭を対価として取得することが可能となっており、またA種優先株式については株主の判断により金銭を対価として償還させることが可能となっており、この場合には当社普通株式を対価とする取得請求権が行使されないため、当社普通株式の希薄化を一定程度抑止することが可能な設計としていること。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

①割当先の概要

別紙6をご参照下さい。

②割当先の実態の確認

当社は、各割当先のうち、株式会社東京証券取引所に上場している上場会社又は同証券

取引所の取引参加者であるものを除く割当先、及び、割当先であるミネルヴァ債権回収会社（以下「ミネルヴァ」といいます。）に対し、後記のとおり、ミネルヴァが対象債権者からDESの対象となる無担保債権を取得するための資金を拠出することを予定している株式会社エム・エル・エス（以下「MLS」といい、割当先と併せて「割当先等」といいます。）について、当該割当先等又はその役員若しくは主要株主（主な出資者）（以下「割当先等関係者」と総称します。）が、暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

また、当社は、各割当先等のうち、株式会社東京証券取引所に上場している上場会社又は同証券取引所の取引参加者であるもの及びその他の金融機関並びに金融機関が運営するファンドを除く各割当先等（以下「非上場割当先等」といいます。）について、非上場割当先等にかかる割当先等関係者が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び当該割当先等関係者が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワークに調査を依頼し、同社の保有する公知情報データベースとの照合を行った結果、現時点において、当該割当先等関係者が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しており、その旨の調査報告書を受領しております。

さらに、当社においても、非上場割当先等について、非上場割当先等にかかる割当先等関係者が特定団体等であるか否か、及び非上場割当先等にかかる割当先等関係者が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、インターネット等の公に利用可能な手段や、新聞記事検索により、当該割当先等関係者が過去において、何らかの事件等で商号・氏名が掲載されているか否かなどの調査を行い、さらに、非上場割当先等に質問をし、当該各割当先関係者が特定団体等とは関係が無い旨の回答を書面でいただき、当該調査の限り、非上場割当先等にかかる割当先等関係者が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

なお、当社はミネルヴァから、同社が取得した本件優先株式については、同社の設立する予定の会社（以下「SPC」といいます。）に譲渡する予定である旨を伺っておりますが、当社はミネルヴァから、当該SPCは、ミネルヴァの完全子会社であり、また、選任予定の役員についても、特定団体等と何らかの関係を有しているものではない旨の回答を書面でいただいております。

（２）割当先を選定した理由

当社の事業再生計画案は、本日開催した第３回債権者会議におきまして、全対象債権者から同意をいただき、成立いたしました。

本件優先株式発行は、事業再生計画の一環として、当社の債務超過を解消して、財務基盤を健全化するという目的で行われるものであります。そのため、本件優先株式発行は、不動産担保等により保全されていない当社に対する無担保債権部分の一部を株式の出資の目的とする当社の債務の株式化の方法（DES）により行う必要があることから、本件優

先株式は、D E S を実行するために必要な当社に対する金銭債権を有し、事業再生計画に同意を頂いた対象債権者に割り当てることとなります。

また、対象債権者の中には、当社に対して有する金銭債権について損失を確定させたい等の理由からD E S による本件優先株式の保有を希望しない対象債権者も存在することから、事業再生計画においては、対象債権者がD E S を希望しない場合、当社が指定するサービサーであるミネルヴァにその保有する債権を譲渡することができるものとされ、一部対象債権者は、債権譲渡を選択して同社に対して債権を譲渡する見込みです。

そして、当社は、D E S を実行するため、当該債権譲渡により金銭債権を取得するミネルヴァに対しても、同社が取得する金銭債権の額に対応する本件優先株式を割り当てます。

なお、当社は、平成 22 年 3 月 17 日開催の第 1 回債権者会議以降、対象債権者からD E S の対象となる当社の無担保債権を買い取るサービサーを選定するため、外部アドバイザーの協力を得て、複数のサービサーとの間で買取条件等についての交渉を行い、検討を要請して参りました。その結果、候補先サービサーの 1 社であるミネルヴァから、D E S の対象となる当社に対する無担保債権を当該無担保債権の額面に 3%を乗じた価額で買い取る旨の意向表明をいただいたことから、当社は、ミネルヴァを、D E S の対象となる無担保債権の買取サービサーとして承認しております。ミネルヴァは、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業、企業再生対象会社の株式取得ならびに増資引受け等を営む会社であり、今回の当社の事業再生計画案に理解を示しており、当社が平成 22 年 7 月期末までに債務超過を解消するためには、取得する債権のD E S が必須であることも十分理解していただいております。

また、ミネルヴァは、D E S の対象となる当社の無担保債権の買取りに要する資金をM L S から借り入れる予定です。M L S は、有価証券の取得及び保有を営む会社であり、同社代表取締役社長加藤照美氏（以下「加藤氏」といいます。）は、当社取締役相談役秋元とも古くからの知り合いであり、当社の主力ビジネスである中古マンション再活事業を従来からよく理解していただいております。また、当社が事業再生A D R 手続を進めていく中で、当社取締役相談役秋元が事業再生計画を加藤氏に説明し、中古マンション再活事業の将来性、成長性に加藤氏は期待し、当社の事業再生計画案にご理解をいただいたことから、加藤氏は、平成 22 年 6 月 1 日付「第三者割当による株式（普通株式及び譲渡制限種類株式）の発行に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、同年 7 月 28 日を払込期日とする当社普通株式の割当先となっております。

（3）割当先の保有方針

当社と割当先との間において、本件優先株式の保有に関する取り決めはございません。

当社は、本件優先株式の各割当先との間で、本件優先株式の払込期日から 2 年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡する場合及び本件優先株式の転換により発行される普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつ

き、確約書を平成22年7月28日までに締結する予定です。

なお、当社は、ミネルヴァから、当社が取得した本件優先株式については、同社の資産管理の観点から、当社が100%出資により設立するSPCに譲渡する予定である旨を伺っておりますが、SPCの設立日、名称や株式の譲渡日、SPCが取得した後の譲渡先等の詳細については、現段階では未定であるとのことです。なお、当社は、ミネルヴァとの間で、SPCが本件優先株式の払込期日から2年以内に割当株式の全部又は一部を譲渡する場合及び本件優先株式の転換により発行される普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、SPCをして、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告させること、また、ミネルヴァがSPCの株式を第三者に譲渡する場合には、同様に、譲渡を受ける者の氏名又は名称及び譲渡時にSPCが有している本件優先株式の株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社がそれらの報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びにそれらの報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を平成22年7月28日までに締結する予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本件優先株式発行は、DESの手法を採用するため、ミネルヴァ以外の割当先について、払込みの確実性については問題ないものと考えております。

また、割当先のうち、ミネルヴァは、当社に対する金銭債権を対象債権者から取得し、当社の事業再生計画案に記載された内容のDESの要請に応じる旨の表明をいただいております。かかる取得の資金については、ミネルヴァはMLSより借り入れる予定であり、当該借入れに係る金銭消費貸借契約については今後締結される予定ですが、MLSは、ミネルヴァに対する貸し付け資金を有することがMLSの銀行口座に確保されていることを銀行預金通帳の写しにより確認しております。なお、当該借入れに関する借入日、利率、返済期日等の条件の詳細については、DESの払込期日までの間に、今後ミネルヴァとMLSの間で協議の上、決定する予定とのことです。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

募集前（平成22年1月31日現在）		募 集 後	
秋元竜弥	18.10%	加藤照美	28.91%
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	17.93%	秋元竜弥	22.90%
財団法人秋元国際奨学財団	2.37%	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	8.40%
日本証券金融株式会社	1.89%	北山英樹	5.20%
FORTIS PRIVATE BANKING	0.91%	井康彦	2.89%

SINGAPORE LTD A/C CLIENTS			
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	0.79%	風巻正人	1.73%
西銘和男	0.73%	財団法人秋元国際奨学財団	1.11%
狩野洋子	0.64%	日本証券金融株式会社	0.89%
今成博晴	0.50%	FORTIS PRIVATE BANKING SINGAPORE LTD A/C CLIENTS	0.43%
牧間次夫	0.45%	MLPFS CUSTODY ACCOUNT	0.37%

※ 平成22年6月1日付「第三者割当による株式（普通株式及び譲渡制限種類株式）の発行に関するお知らせ」及び同日付「自己株式の無償取得及び消却に関するお知らせ」で公表しておりますとおり、当社は、平成22年7月28日付で普通株式を3,489,584株、譲渡制限種類株式を1,818,182株発行し、また、同日付で、秋元竜弥が保有する株式のうち、519,030株を無償で取得し、その株式を消却する計画となっております。上記は、当該第三者割当を前提とした募集後の大株主及びその持株比率となります（なお、譲渡制限種類株式については、普通株式に転換した後の株式数を基準としております。）。

（2）優先株式

①A種優先株式

募集前	募集後	
該当なし	ミネルヴァ債権回収株式会社	38.34%
	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	37.40%
	株式会社関西アーバン銀行	12.65%
	株式会社広島銀行	1.84%
	株式会社商工組合中央金庫	1.78%
	第一勧業信用組合	1.49%
	株式会社筑波銀行	1.28%
	株式会社岐阜銀行	0.77%
	株式会社愛媛銀行	0.66%
	豊田信用金庫	0.62%

②B種優先株式

募集前	募集後	
該当なし	ミネルヴァ債権回収株式会社	38.29%
	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	37.46%
	株式会社関西アーバン銀行	12.67%
	株式会社広島銀行	1.84%

	株式会社商工組合中央金庫	1.78%
	第一勸業信用組合	1.49%
	株式会社筑波銀行	1.27%
	株式会社岐阜銀行	0.78%
	株式会社愛媛銀行	0.66%
	豊田信用金庫	0.61%

③C種優先株式

募集前	募集後	
該当なし	ミネルヴァ債権回収株式会社	38.28%
	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	37.50%
	株式会社関西アーバン銀行	12.69%
	株式会社広島銀行	1.84%
	株式会社商工組合中央金庫	1.78%
	第一勸業信用組合	1.49%
	株式会社筑波銀行	1.27%
	株式会社岐阜銀行	0.77%
	株式会社愛媛銀行	0.66%
	豊田信用金庫	0.61%

④D種優先株式

募集前	募集後	
該当なし	ミネルヴァ債権回収株式会社	38.28%
	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	37.50%
	株式会社関西アーバン銀行	12.69%
	株式会社広島銀行	1.84%
	株式会社商工組合中央金庫	1.78%
	第一勸業信用組合	1.49%
	株式会社筑波銀行	1.27%
	株式会社岐阜銀行	0.77%
	株式会社愛媛銀行	0.66%
	豊田信用金庫	0.61%

⑤E種優先株式

募集前	募集後	
-----	-----	--

該当なし	GS Capital Partners VI Fund, L.P.	46.68%
	GS Capital Partners VI Offshore Fund, L.P.	38.82%
	GS Capital Partners VI Parallel, L.P.	12.84%
	GS Capital Partners VI GmbH & Co., KG.	1.66%

8. 今後の見通し

本件優先株式発行により、当社の債務は27,203,858,432円減少することになり、当社の事業再生計画の実現に向けた財務基盤の健全化が図られるものと考えております。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

上記のとおり、本件優先株式が全て普通株式に転換された場合に新たに発行される普通株式は、7,344,399株となり、現在の発行済株式数4,217,839株に対する希薄化は174.13%になり、これに、平成22年6月1日付でお知らせした第三者割当による株式発行による増加分(普通株式3,489,584株、譲渡制限種類株式を1,818,182株(なお、譲渡制限種類株式については、普通株式に転換した後の株式数を基準としております。))を加算すると、当社普通株式に転換可能な株式を含めた希薄化率は全体で299.97%(小数点第3位を四捨五入)となり、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、株式会社東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続を実施することとなります。具体的には、平成22年7月27日に本臨時株主総会を開催し、本件優先株式発行についての必要性及び相当性について株主の皆様のご判断をいただくこととなります。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成19年7期	平成20年7期	平成21年7期
連結売上高	77,413百万円	47,977百万円	13,924百万円
連結営業利益	12,203百万円	△5,866百万円	△17,279百万円
連結経常利益	11,315百万円	△7,903百万円	△18,611百万円
連結当期純利益	4,710百万円	△26,125百万円	△25,618百万円
1株当たり連結当期純利益	1,362.80円	△6,278.31円	△6,073.76円
1株当たり配当金	560円	230円	0円
1株当たり連結純資産	3,947.86円	1,421.00円	△4,467.32円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成22年5月31日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	4,217,839 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	10,430 株	0.2%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成19年7月期	平成20年7月期	平成21年7月期
始 値	29,100 円	33,250 円	4,090 円
高 値	44,850 円	41,400 円	4,950 円
安 値	28,230 円	4,320 円	433 円
終 値	33,300 円	4,340 円	695 円

② 最近6か月間の状況

	12月	1月	2月	3月	4月	5月
始 値	289 円	449 円	349 円	320 円	347 円	335 円
高 値	634 円	509 円	384 円	420 円	388 円	349 円
安 値	227 円	348 円	307 円	310 円	334 円	240 円
終 値	442 円	357 円	324 円	347 円	339 円	275 円

③ 発行決議日における株価

	平成22年6月29日
始 値	520 円
高 値	593 円
安 値	492 円
終 値	530 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資（普通株式）

発 行 期 日	平成19年8月28日
調 達 資 金 の 額	19,900,000,000 円（差引手取概算額）

発行価額	26,450円
募集時における発行済株式数	3,458,595株
当該募集による発行株式数	756,144株
募集後における発行済み株式総数	4,214,739株
割当先	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社
発行時における当初の資金使途	不動産物件の仕入資金に充当
発行時における支出予定時期	平成19年9月から平成20年7月までの期間
現時点における充当状況	ほぼ全額を不動産物件の仕入資金に充当しております。

・第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発行期日	平成19年8月28日
調達資金の額	10,002,720,000円
転換価額	33,600円（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	3,458,595株
当該募集による発行株式数	一株
募集後における発行済株式総数	3,458,595株
割当先	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社
現時点における転換状況（行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）：一株
現時点における潜在株式数	現在の残高 一円、現在の転換価額（行使価額） 一円 現在の転換価額（一円）における潜在株式数：一株 転換価額上限値（一円）における潜在株式数：一株 転換価額下限値（一円）における潜在株式数：一株
発行時における当初の資金使途	不動産物件の仕入資金に充当
発行時における支出予定時期	平成19年9月から平成20年7月までの期間

現時点における 充 当 状 況	ほぼ全額を不動産物件の仕入資金に充当しております。
--------------------	---------------------------

・第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

発 行 期 日	平成20年8月27日
調 達 資 金 の 額	10,002,720,000円（差引手取概算額）
転 換 価 額	3,850円
募集時における 発行済株式数	4,217,839株
当該募集による 発行株式数	一株
募集後における 発行株式数	4,217,839株
割 当 先	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社
現時点における 転 換 状 況 （行使状況）	転換済株式数：一株
現時点における 潜 在 株 式 数	現在の残高 一円、現在の転換価額（行使価額） 一円 現在の転換価額（一円）における潜在株式数：一株 転換価額上限値（一円）における潜在株式数：一株 転換価額下限値（一円）における潜在株式数：一株
発行時における 当初の資金使途	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と相殺
発行時における 支 出 予 定 時 期	平成20年8月27日
現時点における 充 当 状 況	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と相殺いたしました。

(注1) 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債については償還義務の履行の猶予を平成22年8月26日まで猶予していただいております。詳細につきましては、平成22年5月19日付「当社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還義務の履行の再猶予の合意に関するお知らせ」をご参照ください。

・第三者割当増資（普通株式）

発 行 期 日	平成22年7月28日（予定）
調 達 資 金 の 額	670,000,128円
発 行 価 額	192円
募集時における	4,217,839株

発行済株式数	
当該募集による発行株式数	3,489,584株
募集後における発行済み株式総数	普通株式：7,707,423株 譲渡制限種類株式：1,818,182株 A種優先株式：8,916株 B種優先株式：26,701株 C種優先株式：2,160,476株 D種優先株式：2,160,410株 E種優先株式：138,822株
割当先	加藤照美 北山英樹 井康彦 風巻正人
発行時における当初の資金使途	①中古マンションの購入 ②人件費・販売管理費等の運転資金
発行時における支出予定時期	平成22年8月～平成22年11月
現時点における充当状況	—

(注2)「募集後における発行済株式総数」は、本臨時総会において、普通株式、譲渡制限種類株式、本件優先株式の発行がいずれも承認され、これらの株式が全て発行された場合の各株式数を基準としております。

・第三者割当増資（譲渡制限種類株式）

発行期日	平成22年7月28日（予定）
調達資金の額	500,000,050円
発行価額	275円
募集時における発行済株式数	4,217,839株
当該募集による発行株式数	1,818,182株
募集後における発行済み株式総数	普通株式：7,707,423株 譲渡制限種類株式：1,818,182株 A種優先株式：8,916株 B種優先株式：26,701株 C種優先株式：2,160,476株

	D種優先株式：2,160,410株 E種優先株式：138,822株
割 当 先	秋元竜弥
発行時における 当初の資金使途	①中古マンションの購入 ②人件費・販売管理費等の運転資金
発行時における 支出予定時期	平成22年8月～平成22年11月
現時点における 充 当 状 況	—

(注3)「募集後における発行済株式総数」は、本臨時総会において、普通株式、譲渡制限種類株式、本件優先株式の発行がいずれも承認され、これらの株式が全て発行された場合の各株式数を基準としております。

以 上

A 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称
株式会社アルデプロ A 種優先株式
(以下「A 種優先株式」という。)
2. 募集株式の種類および数
A 種優先株式 8,916 株
3. 募集株式の払込金額
募集株式 1 株につき 300,000 円
4. 募集株式の払込金額の総額
26 億 7,480 万円
5. 出資の目的とする財産の内容および価額
出資の目的とする財産の内容および価額については、臨時株主総会決議後開催される取締役会において決議する。
6. 給付期日
2010 年 7 月 28 日
7. 増加する資本金および資本準備金
資本金 13 億 3,740 万円 (1 株につき 150,000 円)
資本準備金 13 億 3,740 万円 (1 株につき 150,000 円)
8. 発行方法
第三者割当の方法により、下記の者に以下の通り割り当てる。

株式会社関西アーバン銀行	1,128 株
株式会社商工組合中央金庫	159 株
第一勧業信用組合	133 株
株式会社広島銀行	164 株
株式会社山陰合同銀行	29 株
株式会社愛媛銀行	59 株

株式会社筑波銀行	114 株
豊田信用金庫	55 株
東京三協信用金庫	47 株
株式会社岐阜銀行	69 株
興銀リース株式会社	51 株
株式会社中京銀行	28 株
株式会社もみじ銀行	35 株
蒲郡信用金庫	16 株
株式会社福島銀行	31 株
神奈川県信用農業協同組合連合会	5 株
株式会社北陸銀行	24 株
株式会社第三銀行	16 株
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	3,335 株
ミネルヴァ債権回収株式会社	3,418 株

9. 剰余金の配当

(1) A 種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）または A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、第 17 項(1)の定める支払順位に従い、A 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「A 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める A 種優先中間配当金を支払ったときは、当該 A 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) A 種優先配当金の額

A 種優先配当金の額は、300,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「A 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

記

2011 年度および 2012 年度＝0.1%

2013 年度および 2014 年度＝0.3%

2015 年度以降＝0.5%

(3) A 種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対し、第 17 項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の 2 分の 1 を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A 種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対して支払う A 種優先株式 1 株当たりの剰余金の配当の額が A 種優先配当金の額に達しないときであっても、その A 種優先株式 1 株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対しては、A 種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

10. 残余財産の分配

(1) A 種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第 17 項(2)の定める支払順位に従い、A 種優先株式 1 株につき、300,000 円を支払う。

(2) 非参加条項

A 種優先株主または A 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

A 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、2021 年 11 月 1 日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）の翌営業日以降 2030 年 7 月 28 日（同日を含む。）までの間（以下「A 種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する A 種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は A

種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。

(1) A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかる A 種優先株式の数に 300,000 円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704 円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数－当社が保有} \\ \text{する普通株式の数）} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式 1株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処

分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して

有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

13. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2015年11月1日以降2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）まで（以下「償還期間」という。）の毎年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)および(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)および(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 任意償還価額の上限

A種優先株主は、本項に基づくA種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の前日における分配可能額が1億円を上回る場合に限り、当該上回る金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(2) 取得株式数の上限

A 種優先株主は、各償還請求日において、A 種優先株式 1,784 株を上限として、償還請求をすることができる。

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、A 種優先株式 1 株につき、300,000 円とする。

14. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A 種転換請求期間中に取得請求のなかった A 種優先株式の全部を、A 種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる A 種優先株式の数に 300,000 円を乗じて得られる額を、2030 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数の普通株式を A 種優先株主に対して交付するものとする。A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

15. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A 種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、A 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、A 種優先株式 1 株につき、300,000 円とする。

16. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、A 種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

17. 優先順位

(1) A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式、譲渡

制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本要項におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

以 上

B 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称
株式会社アルデプロ B 種優先株式
(以下「B 種優先株式」という。)
2. 募集株式の種類および数
B 種優先株式 26,701 株
3. 募集株式の払込金額
募集株式 1 株につき 300,000 円
4. 募集株式の払込金額の総額
80 億 1030 万円
5. 出資の目的とする財産の内容および価額
出資の目的とする財産の内容および価額については、臨時株主総会決議後開催される取締役会において決議する。
6. 給付期日
2010 年 7 月 28 日
7. 増加する資本金および資本準備金
資本金 40 億 515 万円 (1 株につき 150,000 円)
資本準備金 40 億 515 万円 (1 株につき 150,000 円)
8. 発行方法
第三者割当の方法により、下記の者に以下の通り割り当てる。

株式会社関西アーバン銀行	3,384 株
株式会社商工組合中央金庫	475 株
第一勧業信用組合	398 株
株式会社広島銀行	492 株
株式会社山陰合同銀行	87 株
株式会社愛媛銀行	177 株

株式会社筑波銀行	340 株
豊田信用金庫	164 株
東京三協信用金庫	141 株
株式会社岐阜銀行	207 株
興銀リース株式会社	150 株
株式会社中京銀行	83 株
株式会社もみじ銀行	103 株
蒲郡信用金庫	48 株
株式会社福島銀行	91 株
神奈川県信用農業協同組合連合会	15 株
株式会社北陸銀行	72 株
株式会社第三銀行	46 株
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	10,003 株
ミネルヴァ債権回収株式会社	10,225 株

9. 剰余金の配当

(1) B 種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、B 種優先株式を有する株主（以下「B 種優先株主」という。）または B 種優先株式の登録株式質権者（以下「B 種優先登録株式質権者」という。）に対し、第 16 項(1)の定める支払順位に従い、B 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「B 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める B 種優先中間配当金を支払ったときは、当該 B 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) B 種優先配当金の額

B 種優先配当金の額は、300,000 円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「B 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

記

2011 年度および 2012 年度＝0.1%

2013 年度および 2014 年度＝0.3%

2015 年度以降＝0.5%

(3) B 種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対し、第 16 項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の 2 分の 1 を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「B 種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対して支払う B 種優先株式 1 株当たりの剰余金の配当の額が B 種優先配当金の額に達しないときであっても、その B 種優先株式 1 株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対しては、B 種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

10. 残余財産の分配

(1) B 種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第 16 項(2)の定める支払順位に従い、B 種優先株式 1 株につき、300,000 円（以下「B 種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

(2) 非参加条項

B 種優先株主または B 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

B 種優先株主は、2011 年 7 月 28 日以降 2020 年 7 月 28 日（同日を含む。）までの間（以下「B 種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する B 種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。

るものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるB種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned}
 & \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} \times \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式 1株当たりの時価}} \\
 \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}
 \end{aligned}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処

分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主およびB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して

有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

13. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、B 種転換請求期間中に取得請求のなかった B 種優先株式の全部を、B 種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる B 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる B 種優先株式の数に 300,000 円を乗じて得られる額を、2020 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数の普通株式を B 種優先株主に対して交付するものとする。B 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、B 種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる B 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を B 種優先株主に対して交付するものとする。なお、B 種優先

株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、B種優先株式1株につき、300,000円とする。

15. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

16. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本要項におけるC種優先配当金、D種優先配当金、C種優先残余財産分配金、お

よびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される
意味で用いられる。

以 上

C 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称
株式会社アルデプロ C 種優先株式
(以下「C 種優先株式」という。)
2. 募集株式の種類および数
C 種優先株式 2,160,476 株
3. 募集株式の払込金額
募集株式 1 株につき 3,704 円
4. 募集株式の払込金額の総額
80 億 240 万 3104 円
5. 出資の目的とする財産の内容および価額
出資の目的とする財産の内容および価額については、臨時株主総会決議後開催される取締役会において決議する。
6. 給付期日
2010 年 7 月 28 日
7. 増加する資本金および資本準備金
資本金 40 億 120 万 1552 円 (1 株につき 1,852 円)
資本準備金 40 億 120 万 1552 円 (1 株につき 1,852 円)
8. 発行方法
第三者割当の方法により、下記の者に以下の通り割り当てる。

株式会社関西アーバン銀行	274,082 株
株式会社商工組合中央金庫	38,437 株
第一勧業信用組合	32,134 株
株式会社広島銀行	39,789 株
株式会社山陰合同銀行	7,010 株

株式会社愛媛銀行	14,241 株
株式会社筑波銀行	27,512 株
豊田信用金庫	13,181 株
東京三協信用金庫	11,387 株
株式会社岐阜銀行	16,708 株
興銀リース株式会社	12,113 株
株式会社中京銀行	6,686 株
株式会社もみじ銀行	8,248 株
蒲郡信用金庫	3,838 株
株式会社福島銀行	7,264 株
神奈川県信用農業協同組合連合会	1,138 株
株式会社北陸銀行	5,810 株
株式会社第三銀行	3,705 株
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	810,114 株
ミネルヴァ債権回収株式会社	827,079 株

9. 剰余金の配当

(1) C種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、第16項(1)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) C種優先配当金の額

C種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

記

2011 年度および 2012 年度＝0.1%

2013 年度および 2014 年度＝0.3%

2015 年度以降＝0.5%

(3) C 種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対し、第 16 項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の 2 分の 1 を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「C 種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対して支払う C 種優先株式 1 株当たりの剰余金の配当の額が C 種優先配当金の額に達しないときであっても、その C 種優先株式 1 株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対しては、C 種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

10. 残余財産の分配

(1) C 種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第 16 項(2)の定める支払順位に従い、C 種優先株式 1 株につき、3,704 円（以下「C 種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

(2) 非参加条項

C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

C 種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

C 種優先株主は、2013 年 7 月 28 日以降 2022 年 7 月 28 日（同日を含む。）までの間（以下「C 種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する C 種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができ

るものとし、当社はC種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとする。

(1) C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned}
 & \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} \times \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式 1株当たりの時価}} \\
 \text{調整後取得価額} = & \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}
 \end{aligned}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処

分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社はC種優先株主およびC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して

有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

13. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C 種転換請求期間中に取得請求のなかった C 種優先株式の全部を、C 種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる C 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる C 種優先株式の数に 3,704 円を乗じて得られる額を、2022 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数の普通株式を C 種優先株主に対して交付するものとする。C 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、C 種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる C 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を C 種優先株主に対して交付するものとする。なお、C 種優先

株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、C種優先株式1株につき、3,704円とする。

15. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、C種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

16. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本要項におけるB種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金および

びD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

以上

D 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称
株式会社アルデプロ D 種優先株式
(以下「D 種優先株式」という。)
2. 募集株式の種類および数
D 種優先株式 2,160,410 株
3. 募集株式の払込金額
募集株式 1 株につき 3,704 円
4. 募集株式の払込金額の総額
80 億 215 万 8640 円
5. 出資の目的とする財産の内容および価額
出資の目的とする財産の内容および価額については、臨時株主総会決議後開催される取締役会において決議する。
6. 給付期日
2010 年 7 月 28 日
7. 増加する資本金および資本準備金
資本金 40 億 107 万 9320 円 (1 株につき 1,852 円)
資本準備金 40 億 107 万 9320 円 (1 株につき 1,852 円)
8. 発行方法
第三者割当の方法により、下記の者に以下の通り割り当てる。

株式会社関西アーバン銀行	274,080 株
株式会社商工組合中央金庫	38,435 株
第一勧業信用組合	32,132 株
株式会社広島銀行	39,788 株
株式会社山陰合同銀行	7,008 株

株式会社愛媛銀行	14,240 株
株式会社筑波銀行	27,510 株
豊田信用金庫	13,179 株
東京三協信用金庫	11,385 株
株式会社岐阜銀行	16,707 株
興銀リース株式会社	12,112 株
株式会社中京銀行	6,684 株
株式会社もみじ銀行	8,247 株
蒲郡信用金庫	3,837 株
株式会社福島銀行	7,262 株
神奈川県信用農業協同組合連合会	1,136 株
株式会社北陸銀行	5,809 株
株式会社第三銀行	3,704 株
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社	810,112 株
ミネルヴァ債権回収株式会社	827,043 株

9. 剰余金の配当

(1) D 種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、D 種優先株式を有する株主（以下「D 種優先株主」という。）または D 種優先株式の登録株式質権者（以下「D 種優先登録株式質権者」という。）に対し、第 16 項(1)の定める支払順位に従い、D 種優先株式 1 株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「D 種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定める D 種優先中間配当金を支払ったときは、当該 D 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) D 種優先配当金の額

D 種優先配当金の額は、3,704 円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「D 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

記

2011 年度および 2012 年度＝0.1%

2013 年度および 2014 年度＝0.3%

2015 年度以降＝0.5%/

(3) D 種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、D 種優先株主または D 種優先登録株式質権者に対し、第 16 項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の 2 分の 1 を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「D 種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

D 種優先株主または D 種優先登録株式質権者に対して支払う D 種優先株式 1 株当たりの剰余金の配当の額が D 種優先配当金の額に達しないときであっても、その D 種優先株式 1 株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

D 種優先株主または D 種優先登録株式質権者に対しては、D 種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

10. 残余財産の分配

(1) D 種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第 16 項(2)の定める支払順位に従い、D 種優先株式 1 株につき、3,704 円（以下「D 種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

(2) 非参加条項

D 種優先株主または D 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

D 種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

D 種優先株主は、2015 年 7 月 28 日以降 2024 年 7 月 28 日（同日を含む。）までの間（以下「D 種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する D 種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができ

るものとし、当社はD種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該D種優先株主に対して交付するものとする。

(1) D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

③下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式 1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式の数－当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}
 \end{array}$$

④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処

分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社はD種優先株主およびD種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して

有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

13. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、D 種転換請求期間中に取得請求のなかった D 種優先株式の全部を、D 種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる D 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる D 種優先株式の数に 3,704 円を乗じて得られる額を、2024 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数の普通株式を D 種優先株主に対して交付するものとする。D 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、D 種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかる D 種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を D 種優先株主に対して交付するものとする。なお、D 種優先

株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、D種優先株式1株につき、3,704円とする。

15. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、D種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、D種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

16. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本要項におけるB種優先配当金、C種優先配当金、B種優先残余財産分配金および

びC種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

以上

E 種優先株式発行要項

1. 種類株式の名称
株式会社アルデプロ E 種優先株式
(以下「E 種優先株式」という。)
2. 募集株式の種類および数
E 種優先株式 138,822 株
3. 募集株式の払込金額
募集株式 1 株につき 3,704 円
4. 募集株式の払込金額の総額
5 億 1419 万 6688 円
5. 出資の目的とする財産の内容および価額
出資の目的とする財産の内容および価額については、臨時株主総会決議後開催される取締役会において決議する。
6. 給付期日
2010 年 7 月 28 日
7. 増加する資本金および資本準備金
資本金 2 億 5709 万 8344 円 (1 株につき 1,852 円)
資本準備金 2 億 5709 万 8344 円 (1 株につき 1,852 円)
8. 発行方法
第三者割当の方法により、下記の者に以下の通り割り当てる。

GS Capital Partners VI Fund, L.P.	64,801 株
GS Capital Partners VI Offshore Fund, L.P.	53,899 株
GS Capital Partners VI Parallel, L.P.	17,819 株
GS Capital Partners VI GmbH&Co., KG.	2,303 株
9. 剰余金の配当
(1) E 種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）またはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、第16項(1)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「E種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、当該E種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) E種優先配当金の額

E種優先配当金の額は、3,704円に、事業年度毎に0.05%を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(3) E種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、第16項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払うE種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がE種優先配当金の額に達しないときであっても、そのE種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

10. 剰余財産の分配

(1) E種優先剰余財産分配金

当社の剰余財産の分配をするときは、第16項(2)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、3,704円を支払う。

(2) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか剰余財産の分配は行わない。

11. 議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

E種優先株主は、2019年7月28日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「E種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するE種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はE種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該E種優先株主に対して交付するものとする。

(1) E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

①普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該

基準日)の翌日以降これを適用する。

- ②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{(発行済普通株式の数} - \text{当社が保有} \\ \text{する普通株式の数)} \end{array} + \text{普通株式1株当たりの時価}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

- ④当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下

記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

⑤行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①および②のいずれかに該当する場合には、当社は E 種優先株主および E 種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ②前①のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

13. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、E 種転換請求期間中に取得請求のなかった E 種優先株式の全部を、E 種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかる E 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる E 種優先株式の数に 3,704 円を乗じて得られる額を、2030 年 7 月 28 日における取得価額で除して得られる数の普通株式を E 種優先株主に対して交付するものとする。E 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第

234条に従ってこれを取扱う。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、E種優先株式1株につき、3,704円とする。

15. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、E種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、E種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

16. 優先順位

(1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

(2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、

B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。)とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。

- (3) 本要項におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

割当先の概要

(1)	名 称	株式会社関西アーバン銀行		
(2)	所 在 地	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号		
(3)	代表者の役職・氏名	頭取 北幸二		
(4)	事 業 内 容	銀行業		
(5)	資 本 金	47,039 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	大正 11 年 7 月		
(7)	発 行 済 株 式 数	737,918,913 株		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	(連結) 1,961 名 (平成 21 年 12 月 31 日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客 (個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	株式会社三井住友銀行 56.30% (平成 21 年 9 月 30 日現在)		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より 96 億 84 百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	20 年月 3 期	21 年 3 月期	22 年 3 月期
	連 結 純 資 産	114,903	117,217	142,376
	連 結 総 資 産	3,356,395	3,441,245	4,348,213
	1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	212.58	140.52	103.63
	連 結 売 上 高 (経 常 収 益)	112,619	108,796	99,198
	連 結 経 常 利 益	18,866	△37,898	△39,290
	連 結 当 期 純 利 益	13,055	△24,963	△24,125
	1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	27.25	52.11	△40.18
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	5.00	3.00	3.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	株式会社商工組合中央金庫			
(2) 所 在 地	東京都中央区八重洲2丁目10番17号			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 関 哲夫			
(4) 事 業 内 容	銀行業			
(5) 資 本 金	218,653百万円			
(6) 設 立 年 月 日	昭和11年11月			
(7) 発 行 済 株 式 数	2,186,531,448株			
(8) 決 算 期	3月31日			
(9) 従 業 員 数	(連結) 4,299名 (平成22年3月31日現在)			
(10) 主 要 取 引 先	一般顧客 (個人及び事業法人)			
(11) 大株主及び持株比率	財務大臣 46.46% (平成22年3月31日現在)			
(12) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社は割当先より9億81百万円の資金借入を行っております。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	20年9月期	21年3月期	22年3月期
連 結 純 資 産		690,073	685,116	847,960
連 結 総 資 産		10,538,108	10,913,262	12,090,335
1株当たり連結純資産(円)		132.09	128.89	134.75
連結売上高(経常収益)		105,411	122,294	239,943
連 結 経 常 利 益		△4,330	△6,036	12,690
連 結 当 期 純 利 益		2,867	△3,719	6,704
1株当たり連結当期純利益(円)		0.54	△1.70	3.07
1株当たり配当金(円)		1.50	1.50	3.00

(注1) 20年9月期は個別業績

(注2) 20年9月期、21年3月期は6カ月決算

(注3) 1株当たり配当金は民間保有株式に係る配当金

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	第一勸業信用組合		
(2)	所 在 地	東京都新宿区四谷2丁目13番地		
(3)	代表者の役職・氏名	理事長 田代 雅樹		
(4)	事 業 内 容	信用協同組合業		
(5)	出 資 金	90億25百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和40年5月		
(7)	発 行 済 株 式 数	—		
(8)	決 算 期	3月31日		
(9)	従 業 員 数	(連結) 404名 (平成21年3月31日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客 (個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	—		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より5億19百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	19年3月期	20年3月期	21年3月期
	連 結 純 資 産	11,400	12,300	10,200
	連 結 総 資 産	309,700	320,200	324,700
	連結売上高 (経常収益)	9,653	10,427	10,209
	連 結 経 常 利 益	1,997	1,200	△535
	連 結 当 期 純 利 益	2,224	1,482	△721

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	株式会社広島銀行		
(2)	所 在 地	広島県広島市中区紙屋町1丁目3番8号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 角廣勲		
(4)	事 業 内 容	銀行業		
(5)	資 本 金	54,573 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	明治11年11月		
(7)	発 行 済 株 式 数	625,266,342 株		
(8)	決 算 期	3月31日		
(9)	従 業 員 数	(連結) 3,423 名 (平成21年12月31日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客(個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	株式会社三菱東京UFJ銀行 3.31% (平成21年9月30日現在)		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より5億1百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	20年3月期	21年3月期	22年3月期
	連 結 純 資 産	291,867	266,943	302,919
	連 結 総 資 産	6,077,011	6,228,006	6,365,855
	1株当たり連結純資産(円)	419.37	383.15	441.70
	連結売上高(経常収益)	185,291	157,611	138,744
	連 結 経 常 利 益	37,606	13,997	19,220
	連 結 当 期 純 利 益	21,679	7,188	11,079
	1株当たり連結当期純利益(円)	34.73	11.57	17.93
	1株当たり配当金(円)	7.00	7.00	5.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	株式会社山陰合同銀行		
(2)	所 在 地	島根県松江市魚町 10 番地		
(3)	代表者の役職・氏名	取締役頭取 古瀬誠		
(4)	事 業 内 容	銀行業		
(5)	資 本 金	20,705 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和 16 年 7 月		
(7)	発 行 済 株 式 数	169,927,472 株		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	(連結) 2,276 名 (平成 22 年 3 月 31 日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客 (個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 4.48% (平成 22 年 3 月 31 日現在)		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より 4 億 72 百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	20 年 3 月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期
	連 結 純 資 産	266,004	256,989	277,401
	連 結 総 資 産	3,671,551	3,774,877	3,898,771
	1 株当たり連結純資産 (円)	1,491.15	1,433.43	1,559.88
	連結売上高 (経常収益)	130,735	119,866	94,327
	連 結 経 常 利 益	16,048	15,412	17,334
	連 結 当 期 純 利 益	7,936	8,045	8,642
	1 株当たり連結当期純利益 (円)	46.43	47.13	50.69
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	8.00	8.00	9.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	株式会社愛媛銀行		
(2)	所 在 地	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地		
(3)	代表者の役職・氏名	頭取 中山絃治郎		
(4)	事 業 内 容	銀行業		
(5)	資 本 金	19,078 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和 18 年 3 月		
(7)	発 行 済 株 式 数	177,817,664 株		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	(連結) 1,593 名 (平成 21 年 12 月 31 日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客 (個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 5.33% (平成 21 年 9 月 30 日現在)		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より 4 億 40 百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	20 年 3 月 期	21 年 3 月 期	22 年 3 月 期
	連 結 純 資 産	76,778	71,648	76,298
	連 結 総 資 産	1,667,385	1,655,775	1,787,467
	1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	430.82	401.72	427.57
	連 結 売 上 高 (経 常 収 益)	48,868	47,254	43,813
	連 結 経 常 利 益	4,877	△1,784	6,546
	連 結 当 期 純 利 益	2,827	△2,941	3,550
	1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	15.93	△16.58	20.02

1 株当たり配当金(円)	6.00	6.00	6.00
--------------	------	------	------

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	株式会社筑波銀行			
(2) 所在地	茨城県土浦市中央2丁目11番7号			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 木村興三			
(4) 事業内容	銀行業			
(5) 資本金	31,368百万円			
(6) 設立年月日	昭和27年9月			
(7) 発行済株式数	82,023,327株			
(8) 決算期	3月31日			
(9) 従業員数	(連結) 2,060名 (平成22年3月31日現在)			
(10) 主要取引先	一般顧客(個人及び事業法人)			
(11) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 7.74% (平成22年3月31日現在)			
(12) 当事会社間の関係				
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取引関係	当社は割当先より3億50百万円の資金借入を行っております。			
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	20年3月期	21年3月期	22年3月期
連結純資産		48,783	30,328	45,645
連結総資産		1,358,812	1,313,111	2,068,599
1株当たり連結純資産(円)		805.87	482.82	519.31
連結売上高(経常収益)		38,165	34,591	35,744
連結経常利益		3,763	△8,250	192
連結当期純利益		3,668	△9,984	△1,549

1株当たり連結当期純利益(円)	64.61	△177.88	△26.44
1株当たり配当金(円)	10.00	0.00	0.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	豊田信用金庫		
(2) 所 在 地	愛知県豊田市元城町1丁目48番地		
(3) 代表者の役職・氏名	理事長 田端 稔		
(4) 事 業 内 容	信用金庫法に基づく業務		
(5) 出 資 金	7億89百万円		
(6) 設 立 年 月 日	昭和24年12月19日		
(7) 発 行 済 株 式 数	—		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	(連結)759名(平成22年3月31日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	一般顧客(個人及び事業法人)		
(11) 大株主及び持株比率	—		
(12) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社は当先より3億7百万円の資金借入を行っております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	19年3月期	20年3月期	21年3月期
連 結 純 資 産	46,607	48,346	48,313
連 結 総 資 産	821,682	869,788	916,875
連 結 売 上 高 (経 常 収 益)	13,855	14,718	16,459
連 結 経 常 利 益	2,286	1,831	1,178
連 結 当 期 純 利 益	1,649	1,331	930

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	東京三協信用金庫		
(2)	所 在 地	東京都新宿区高田馬場2丁目17番3号		
(3)	代表者の役職・氏名	理事長 鳴海 克実		
(4)	事 業 内 容	信用金庫法に基づく業務		
(5)	資 本 金	1,134百万円		
(6)	設 立 年 月 日	大正14年10月12日		
(7)	発 行 済 株 式 数	-		
(8)	決 算 期	3月31日		
(9)	従 業 員 数	(連結)207名(平成21年3月31日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客(個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	-		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より2億67百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	19年3月期	20年3月期	21年3月期
	連 結 純 資 産	10,298	10,424	10,300
	連 結 総 資 産	146,826	149,957	146,851
	連結売上高(経常収益)	3,911	4,218	3,871
	連 結 経 常 利 益	585	749	212
	連 結 当 期 純 利 益	330	548	162

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	株式会社岐阜銀行		
(2)	所 在 地	岐阜県岐阜市宇佐南1丁目7番1号		
(3)	代表者の役職・氏名	取締役頭取 大熊 義之		
(4)	事 業 内 容	銀行業		
(5)	資 本 金	20,821 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和 17 年 5 月		
(7)	発 行 済 株 式 数	171,322,000 株		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	(連結) 632 名 (平成 22 年 3 月 31 日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客 (個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	株式会社三菱東京UFJ銀行 20.80% (平成 22 年 3 月 31 日現在)		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より 2 億 45 百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	20 年 3 月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期
	連 結 純 資 産	28,802	24,019	27,785
	連 結 総 資 産	823,894	796,024	790,750
	1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	97.80	41.22	63.33
	連 結 売 上 高 (経 常 収 益)	19,440	18,418	18,303
	連 結 経 常 利 益	177	△6,702	△727
	連 結 当 期 純 利 益	799	△5,900	△2,328
	1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	3.84	△34.65	△13.67
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	0.40	0.00	0.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	株式会社興銀リース		
(2)	所 在 地	東京都中央区京橋2丁目3番19号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 阿部 勲		
(4)	事 業 内 容	リース業		
(5)	資 本 金	117億60百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和44年12月1日		
(7)	発 行 済 株 式 数	36,849,000株		
(8)	決 算 期	3月31日		
(9)	従 業 員 数	(連結)766名(平成22年3月末現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客(個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	第一生命保険株式会社 7.95%(平成22年3月31日現在)		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より1億60百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	20年3月期	21年3月期	22年3月期
	連 結 純 資 産	57,428	55,994	63,342
	連 結 総 資 産	1,195,336	1,076,150	1,017,099
	1株当たり連結純資産(円)	1,534.45	1,509	1,709.86
	連結売上高(経常収益)	341,320	298,707	263,598
	連 結 経 常 利 益	12,178	6,761	12,123
	連 結 当 期 純 利 益	7,799	3,348	7,019
	1株当たり連結当期純利益(円)	212.23	91.9	193.91
	1株当たり配当金(円)	38	40	44

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	株式会社中京銀行		
(2)	所 在 地	愛知県名古屋市中区栄3丁目33番13号		
(3)	代表者の役職・氏名	取締役頭取 末安堅二		
(4)	事 業 内 容	銀行業		
(5)	資 本 金	31,844百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和18年2月		
(7)	発 行 済 株 式 数	217,459,581株		
(8)	決 算 期	3月31日		
(9)	従 業 員 数	(連結) 1,411名 (平成21年12月31日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客(個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	株式会社三菱東京UFJ銀行 39.24% (平成21年9月30日現在)		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より1億52百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	20年3月期	21年3月期	22年3月期
	連 結 純 資 産	92,418	75,338	80,924
	連 結 総 資 産	1,651,305	1,660,237	1,651,378
	1株当たり連結純資産(円)	422.16	343.67	369.33
	連結売上高(経常収益)	40,001	44,341	39,672
	連 結 経 常 利 益	5,720	△4,961	1,299
	連 結 当 期 純 利 益	4,118	△2,211	950
	1株当たり連結当期純利益(円)	18.97	△10.19	4.38
	1株当たり配当金(円)	5.00	4.00	5.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	株式会社もみじ銀行		
(2)	所 在 地	広島県広島市中区胡町1番24号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役頭取 野坂文雄		
(4)	事 業 内 容	銀行業		
(5)	資 本 金	74,965百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和16年4月		
(7)	発 行 済 株 式 数	516,050,983株		
(8)	決 算 期	3月31日		
(9)	従 業 員 数	(連結) 1,736名 (平成22年3月31日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客(個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	株式会社山口フィナンシャルグループ 100% (平成22年3月31日現在)		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は当先より1億13百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	19年3月期	20年3月期	21年3月期
	連 結 純 資 産	121,600	110,846	108,309
	連 結 総 資 産	2,637,804	2,654,143	2,690,519
	1株当たり連結純資産(円)	193.21	214.79	209.88
	連結売上高(経常収益)	62,173	63,897	61,852
	連 結 経 常 利 益	△47,021	12,637	9,719
	連 結 当 期 純 利 益	△43,640	12,360	7,517
	1株当たり連結当期純利益(円)	△145.85	23.95	14.57
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	蒲郡信用金庫		
(2)	所 在 地	愛知県蒲郡市元町 5 番 8 号		
(3)	代表者の役職・氏名	理事長 吉川敏夫		
(4)	事 業 内 容	信用金庫法に基づく業務		
(5)	出 資 金	987 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和 23 年 4 月		
(7)	発 行 済 株 式 数	—		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	(連結) 820 名		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客 (個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	—		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より 1 億 2 百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	20 年 3 月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期
	連 結 純 資 産	58,542	58,904	63,344
	連 結 総 資 産	927,084	952,827	983,596
	連 結 売 上 高 (経 常 収 益)	16,022	15,639	15,990
	連 結 経 常 利 益	1,597	539	2,465
	連 結 当 期 純 利 益	1,020	384	1,899

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	株式会社福島銀行		
(2) 所 在 地	福島県福島市万世町2番5号		
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 紺野邦武		
(4) 事 業 内 容	銀行業		
(5) 資 本 金	18,127百万円		
(6) 設 立 年 月 日	大正11年11月		
(7) 発 行 済 株 式 数	230,000,000株		
(8) 決 算 期	3月31日		
(9) 従 業 員 数	(連結) 539名 (平成22年3月31日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	一般顧客 (個人及び事業法人)		
(11) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4) 2.82% (平成22年3月31日現在)		
(12) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社は割当先より1億円の資金借入を行っております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	20年3月期	21年3月期	22年3月期
連 結 純 資 産	25,732	21,437	24,603
連 結 総 資 産	618,135	611,017	607,779
1株当たり連結純資産(円)	103.60	92.52	106.45
連結売上高(経常収益)	19,789	17,606	18,320
連 結 経 常 利 益	625	△3,796	241
連 結 当 期 純 利 益	1,005	△3,285	388
1株当たり連結当期純利益(円)	4.24	△14.29	1.69
1株当たり配当金(円)	1.50	0.00	1.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	神奈川県信用農業協同組合連合会		
(2)	所 在 地	神奈川県横浜市中区海岸通1丁目2番2号		
(3)	代表者の役職・氏名	代表理事理事長 齋藤 秀雄		
(4)	事 業 内 容	農業協同組合法に基づく信用事業（金融業）		
(5)	出 資 金	101,568 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和 23 年 8 月		
(7)	発 行 済 株 式 数	－		
(8)	決 算 期	3 月 31 日		
(9)	従 業 員 数	175 名（平成 21 年 3 月 31 日現在）		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客（個人及び事業法人）		
(11)	大株主及び持株比率	－		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より 87 百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	19 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期
	純 資 産	220,651	241,423	231,721
	総 資 産	3,564,290	3,759,775	3,744,020
	売 上 高（経 常 収 益）	44,592	55,754	61,666
	経 常 利 益	19,133	15,003	9,621
	当 期 純 利 益	16,848	14,538	9,109

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	株式会社北陸銀行		
(2)	所 在 地	富山県富山市堤町通り1丁目2番26号		
(3)	代表者の役職・氏名	取締役頭取 高木 繁雄		
(4)	事 業 内 容	銀行業		
(5)	資 本 金	708億95百万円		
(6)	設 立 年 月 日	明治18年7月		
(7)	発 行 済 株 式 数	987,147,185株		
(8)	決 算 期	3月31日		
(9)	従 業 員 数	(連結) 2,891名 (平成21年9月30日現在)		
(10)	主 要 取 引 先	一般顧客(個人及び事業法人)		
(11)	大株主及び持株比率	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ 92.10% (平成21年9月30日現在)		
(12)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社は割当先より81百万円の資金借入を行っております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	20年3月期	21年3月期	22年3月期
	連 結 純 資 産	240,055	235,940	215,110
	連 結 総 資 産	5,617,499	5,812,603	5,828,448
	1株当たり連結純資産(円)	166.61	180.87	205.34
	連結売上高(経常収益)	142,518	125,015	114,098
	連 結 経 常 利 益	37,124	10,703	19,741
	連 結 当 期 純 利 益	22,712	28,269	12,299
	1株当たり連結当期純利益(円)	21.83	27.74	11.52
	1株当たり配当金(円)	3.50	3.50	3.50

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1) 名 称	株式会社第三銀行			
(2) 所 在 地	三重県松阪市京町 510 番地			
(3) 代表者の役職・氏名	取締役頭取 伊藤準一			
(4) 事 業 内 容	銀行業			
(5) 資 本 金	37,461 百万円			
(6) 設 立 年 月 日	大正元年 10 月			
(7) 発 行 済 株 式 数	184,358,000 株			
(8) 決 算 期	3 月 31 日			
(9) 従 業 員 数	(連結) 1,631 名 (平成 22 年 3 月 31 日現在)			
(10) 主 要 取 引 先	一般顧客 (個人及び事業法人)			
(11) 大株主及び持株比率	株式会社整理回収機構 24.55% (平成 22 年 3 月 31 日現在)			
(12) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取 引 関 係	当社は割当先より 56 百万円の資金借入を行っております。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
(13) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	20 年 3 月期	21 年 3 月期	22 年 3 月期
連 結 純 資 産		69,365	34,740	84,895
連 結 総 資 産		1,743,479	1,732,353	1,777,928
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)		370.97	183.47	291.56
連 結 売 上 高 (経 常 収 益)		53,799	47,531	46,529
連 結 経 常 利 益		2,312	△29,362	3,633
連 結 当 期 純 利 益		1,057	△27,645	2,298
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)		5.76	△152.33	11.28
1 株 当 たり 配 当 金 (円)		5.00	2.50	5.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(1)	名 称	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社		
(2)	所 在 地	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー46階		
(3)	代表者の役職・氏名	代表社員 ジーエス・ピーアイエー・ホールディングス合同会社 職務執行者 アンクル・サフ		
(4)	事 業 内 容	有価証券の取得及び保有		
(5)	資 本 金	100万円		
(6)	設 立 年 月 日	平成19年1月29日		
(7)	発 行 済 株 式 数	1		
(8)	決 算 期	12月		
(9)	従 業 員 数	なし		
(10)	主 要 取 引 先	該当なし		
(11)	主 要 取 引 銀 行	該当なし		
(12)	大株主及び持株比率	ジーエス・ピーアイエー・ホールディングス合同会社 100%		
(13)	当事会社間の関係			
	資 本 関 係	当社普通株式 756,144 株を保有しております。		
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債 100億2百万円を保有しております。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	19年12期	20年12期	21年12期
	純 資 産	△2,155	△380	△495
	総 資 産	29,362	8,041	1,361
	1株当たり純資産(円)	△2,155,029,645	△380,177,001	△495,663,083
	売 上 高	—	173	—
	営 業 利 益	△83	△23,389	△6,684
	経 常 利 益	△83	△23,389	△6,684
	当 期 純 利 益	△3	△377	△115

1株当たり当期純利益(円)	△3,342,228	△377,834,773	△115,486,082
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(ファンドの場合)

(1) 名称	GS Capital Partners VI Fund, L.P.		
(2) 所在地	200 West Street, NY, NY 10282, U.S.A.		
(3) 設立根拠等	リミテッド・パートナーシップ		
(4) 組成目的	主として、相対での取引を念頭に、株式などのエクイティ、エクイティに関連する社債などへの有価証券投資を行うために組成されたものです。		
(5) 組成日	平成19年2月16日		
(6) 出資の総額	9,492,470,000ドル		
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	<p>1. 67.05% GS Capital Partners VI, L.P. (ゴールドマン・サックス・グループが行う投資に参加することを目的とした投資エンティティです。)</p> <p>2. 32.94% GS Capital Partners VI Employee Master Fund, L.P. (ゴールドマン・サックス・グループが行う投資に参加することを目的とした投資エンティティです。)</p> <p>3. 0.01% GSCP VI Advisors, L.L.C. (ゴールドマン・サックス・グループが行う投資に参加することを目的とした投資エンティティです。)</p>		
(8) 業務執行組合員の概要	名称	GSCP VI Advisors, L.L.C.	
	所在地	200 West Street, NY, NY 10282, U.S.A.	
	代表者の役職・氏名	Manager: Goldmans Sachs&Co.	
	事業内容	当社の目的は、①GS Capital Partners VI Fund, L.P.のジェネラル・パートナーを務め、ジェネラル・パートナー持分を保有すること、及び、②デラウェア有限会社法のもと組成される有限会社のために法律に従い活動することです。	
	資本金	949,247ドル	
(9) 国内代理人の概要	名称	該当なし	
	所在地	同上	
	代表者の役職・氏名	同上	
	事業内容	同上	

	資本金	同上
(10) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社が発行する有価証券に投資する匿名営業者との間で匿名組合契約を締結しております。
	上場会社と業務執行組員との間の関係	上場会社が発行する有価証券に投資する匿名営業者との間で匿名組合契約を締結しております。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当なし

(ファンドの場合)

(1) 名称	GS Capital Partners VI Offshore Fund, L.P.	
(2) 所在地	200 West Street, NY, NY 10282, U.S.A.	
(3) 設立根拠等	リミテッド・パートナーシップ	
(4) 組成目的	主として、相対での取引を念頭に、株式などのエクイティ、エクイティに関連する社債などへの有価証券投資を行うために組成されたものです。	
(5) 組成日	平成19年2月16日	
(6) 出資の総額	7,895,502,500ドル	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	<p>1. 99.99% GS Capital Partners VI Offshore, L.P. (ゴールドマン・サックス・グループが行う投資に参加することを目的とした投資エンティティです。)</p> <p>2. 0.01% GSCP VI Offshore Advisors, L.L.C. (ゴールドマン・サックス・グループが行う投資に参加することを目的とした投資エンティティです。)</p>	
(8) 業務執行組員の概要	名称	GSCP VI Offshore Advisors, L.L.C.
	所在地	200 West Street, NY, NY 10282, U.S.A.
	代表者の役職・氏名	Manager: Goldmans Sachs&Co.
	事業内容	当社の目的は、①GS Capital Partners VI Offshore Fund, L.P.のジェネラル・パートナーを務め、ジェネラル・パートナー持分を保有すること、及び、②デラウェア有限会社法のもと組成される有限会社のために法律に従い活動することです。
	資本金	789,550ドル
(9) 国内代理人の概要	名称	該当なし

	所在地	同上
	代表者の 役職・氏名	同上
	事業内容	同上
	資本金	同上
(10) 上場会社と当該 ファンドとの間の関 係	上場会社と 当該ファンド との間の関係	上場会社が発行する有価証券に投資する匿名営業 者との間で匿名組合契約を締結しております。
	上場会社と業 務執行組員 との間の関係	上場会社が発行する有価証券に投資する匿名営業 者との間で匿名組合契約を締結しております。
	上場会社と 国内代理人 との間の関係	該当なし

(ファンドの場合)

(1) 名 称	GS Capital Partners VI Parallel, L.P.	
(2) 所在地	200 West Street, NY, NY 10282, U.S.A.	
(3) 設立根拠等	リミテッド・パートナーシップ	
(4) 組成目的	主として、相対での取引を念頭に、株式などのエクイティ、エクイ ティに関連する社債などへの有価証券投資を行うために組成された ものです。	
(5) 組成日	平成18年12月22日	
(6) 出資の総額	2,610,267,500 ドル	
(7) 出資者・出資比率 ・出資者の概要	1. 0.04% GSCP VI Advisors, L.L.C. (ゴールドマン・サックス・グループが行う投資に参加するこ とを目的とした投資エンティティです。) 2. 99.96% その他多数の投資家	
(8) 業務執行組員の概 要	名 称	GSCP VI Advisors, L.L.C.
	所在地	200 West Street, NY, NY 10282, U.S.A.
	代表者の 役職・氏名	Manager: Goldmans Sachs&Co.
	事業内容	当社の目的は、①GS Capital Partners VI Parallel, L.P. のジェネラル・パートナーを務め、ジェネラ ル・パートナー持分を保有すること、及び、②デラ ウェア有限会社法のもと組成される有限会社のため に法律に従い活動することです。

	資本金	1,000,000 ドル
(9) 国内代理人の概要	名称	該当なし
	所在地	同上
	代表者の 役職・氏名	同上
	事業内容	同上
	資本金	同上
(10) 上場会社と当該 ファンドとの間の関係	上場会社と 当該ファンド との間の関係	上場会社が発行する有価証券に投資する匿名営業 者との間で匿名組合契約を締結しております。
	上場会社と業 務執行組員 との間の関係	上場会社が発行する有価証券に投資する匿名営業 者との間で匿名組合契約を締結しております。
	上場会社と 国内代理人 との間の関係	該当なし

(ファンドの場合)

(1) 名 称	GS Capital Partners VI GmbH & Co. KG	
(2) 所 在 地	200 West Street, NY, NY 10282, U.S.A.	
(3) 設 立 根 拠 等	リミテッド・パートナーシップ	
(4) 組 成 目 的	主として、相対での取引を念頭に、株式などのエクイティ、エクイ ティに関連する社債などへの有価証券投資を行うために組成された ものです。	
(5) 組 成 日	平成 18 年 12 月 22 日	
(6) 出 資 の 総 額	337,362,500 ドル	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	1. 0.30% Goldman, Sachs Management GP GmbH (ゴールドマン・サックス・グループが行う投資に参加するこ とを目的とした投資エンティティです。) 2. 99.70% その他多数の投資家	
(8) 業 務 執 行 組 員 の 概 要	名 称	Goldman, Sachs Management GP GmbH
	所 在 地	Messeturm, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60323 Frankfurt/Main, Germany
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	Manager: Goldmans Sachs&Co.
	事 業 内 容	当社の目的は、①GS Capital Partners VI GmbH & Co. KG のジェネラル・パートナーを務め、ジェネラル・

		パートナー持分を保有すること、及び、②デラウェア有限会社法のもと組成される有限会社のために法律に従い活動することです。
	資本金	1,000,000 ドル
(9) 国内代理人の概要	名称	該当なし
	所在地	同上
	代表者の役職・氏名	同上
	事業内容	同上
	資本金	同上
(10) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社が発行する有価証券に投資する匿名営業者との間で匿名組合契約を締結しております。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	上場会社が発行する有価証券に投資する匿名営業者との間で匿名組合契約を締結しております。
	上場会社と国内代理人との間の関係	該当なし

(1) 名称	ミネルヴァ債権回収株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区麴町 3-5-19
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小野間史敏
(4) 事業内容	債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権管理回収業 (法務大臣許可番号第 72 号)
(5) 資本金	5.5 億円
(6) 設立年月日	平成 14 年 8 月 22 日
(7) 発行済株式数	普通株式 5 万株 A 種優先株式 1 万株
(8) 決算期	3 月
(9) 従業員数	5 名
(10) 主要取引先	弁護士法人 ITJ 法律事務所
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	戸田 泉 51.4% 小山 静雄 24.3% 弁護士法人 ITJ 法律事務所 24.3%
(13) 当事会社間の関係	

資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	割当先は、24の金融機関の当社に対する約102億19百万円の貸付債権を24の金融機関から取得しております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	19年6期	20年7期	21年8期
純 資 産	132	162	152
総 資 産	252	183	237
1株当たり純資産(円)	2,651	3,258	3,054
売 上 高	301	798	333
営 業 利 益	△72	36	△18
経 常 利 益	△76	33	△10
当 期 純 利 益	△76	30	△10
1株当たり当期純利益(円)	△1,538	606	△216
1株当たり配当金(円)	0	0	0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)